

港北区福祉施設作業部会設置要綱

制定 平成 17 年 3 月 22 日

(目的及び設置)

第 1 条 港北区における福祉施設の指定管理者の選定に当たり、港北区指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の議事の進行が、公平、適正かつ効率的に実施できるよう、必要な審議資料等の作成を行うため、港北区福祉施設作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

(部会)

第 2 条 部会は、部会長及び部員をもって組織する。

- 2 部会は、別表 1 に定める施設について、指定管理者となることを希望する法人に対し、書類審査及び必要に応じてヒアリングを実施することができる。
- 3 部会は、書類審査及びヒアリングの結果をまとめた資料及び評価書を作成する。
- 4 部会長は、港北区福祉保健課長をもって充てる。
- 5 部員は、福祉保健課事業企画係長、サービス課高齢者支援担当係長、福祉施設管理運営見識者と、利用者代表 3 名以内をもって充てる。

(部会長)

第 3 条 部会長は、部会を総理し、部会の会議の議長となる。

- 2 部会長は、部会で作成した資料並びに評価書を、委員会に報告しなければならない。
- 3 部会長は、必要と認められるときは、資料作成等の作業をあらかじめ指名する者に行わせることができる。

(会議)

第 4 条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会は、部員の半数以上の出席がなければ開くことができない。但し、利用者代表 1 名以上の出席を必要とする。
- 3 会議には、審査対象施設の直接利害関係者は採決に加わることはできない。

(関係者の出席)

第 5 条 部会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、港北区福祉保健センター福祉保健課において処理する。

福祉施設作業部会員

部 会 長	港北区福祉保健課長
部 員	港北区福祉保健課事業企画係長
部 員	港北区サービス課高齢者支援担当係長
部 員	福祉施設管理運営見識者
部 員	利用者代表
部 員	利用者代表
部 員	利用者代表

別表 1 (第 2 条 2 項)

NO	施 設 名
1	横浜市篠原地域ケアプラザ
2	横浜市高田地域ケアプラザ
3	横浜市下田地域ケアプラザ
4	横浜市大豆戸地域ケアプラザ
5	横浜市樽町地域ケアプラザ
6	横浜市城郷小机地域ケアプラザ
7	港北区地域福祉保健活動拠点